

<おしながき>

- 【1】トピック・各種有益情報
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】トピック・各種有益情報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

◆トピック◆

韓国向けの輸出管理の運用の見直しについて、WTO協定に基づく二国間協議が実施されています。

我が国のスタンスは以下のとおりです。

- ・本件措置は軍事転用可能性のある貨物の貿易や技術の移転を適切に管理する観点から、輸出管理制度の適切な運用のために個別許可申請による管理としたものであり、WTO協定違反の指摘は全くあたらない。

- ・民生用途であることが確認され、軍事転用等のおそれのない取引については輸出を許可しており、本件措置はそもそも禁輸措置ではないこと、サプライチェーンへの影響も確認されていない。

なお、これまでの経緯は以下のとおりです。

2019年7月1日：大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて発表

2019年7月4日：フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の大韓民国向け輸出及びこれらに関連する製造技術の移転（製造設備の輸出に伴うものも含む）について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求める制度に切り替え。

2019年9月11日：大韓民国政府が、日本による上記3品目の運用見直しについて、WTO協定に基づく二国間協議を要請。

2019年10月11日：WTO協定に基づく二国間協議を実施。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191120004/20191120004.html>

◆行政処分等情報◆

金融庁が、

- ① セーラー万年筆(株)の社員のインサイダー取引について課徴金納付命令を行いました（22万円）。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20191025-2.html>

- ② 日本調剤(株)の役員による重要事実に係る取引推奨行為について課徴金納付命令を行いました（218万円）。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20191025-1.html>

証券取引等監視委員会が、

- ① すてきナイスグループ(株)等を金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）の嫌疑で横浜地検に告発しました。

- ② (株)ヨータイの役員から伝達を受けた者によるインサイダー取引等について課徴金納付命令を勧告しました。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/20191010-1.htm>

- ③ (株)明豊エンタープライズにおける有価証券報告書等の虚偽記載について課徴金納付命令を勧告しました。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20191023-1.html

- ④ IFP Tokyo 株式会社等による金融商品取引法違反行為（無登録で募集又は私募の取扱いを業として行った）について禁止及び停止命令が発令されました。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20191017-1.htm

- ⑤ 「開示検査事例集」を公表しました。

この事例集では、課徴金納付命令勧告を行った事例だけでなく、勧告は行わないものの、開示規制違反の背景・原因を追究した上でその再発防止策を会社と共有した事例、会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例、最近の検査事例を通じてクローズアップされた不正会計の実態等、さまざまな事例等が紹介されています。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20191023-2.htm>

公正取引委員会が、

① 東洋電装(株)に対し、下請法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)違反を理由として、社内体制の整備のために必要な措置を講じること等を内容とする勧告を行いました。

② トップラン・フォームズ(株)に対し、日本年金機構の帳票作成業務等の入札に関して独禁法違反の疑いにより立ち入り検査を行いました。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7862/tdnet/1755769/00.pdf>

③ ナカバヤシ(株)に対し、日本年金機構の帳票作成業務等の入札に関して独禁法違反の疑いにより立ち入り検査を行いました。

https://www.nakabayashi.co.jp/_files/News/0/658/file/20191008.pdf

④ 共同印刷(株)に対し、日本年金機構の帳票作成業務等の入札に関して独禁法違反の疑いにより立ち入り検査を行いました。

https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2019/191008_announce.pdf

⑤ (株)エディオンに対し、取引先の従業員を無償で働かせたことが独禁法2条9項5号ロ[1]に違反するとして命じた平成24年2月16日付課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行いました。これにより、エディオンに対する課徴金は40億4796万円から30億3228万円に減額されました。

消費者庁が、(株)プラスワンに対し、同社が供給する唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品に係る表示について、景品表示法違反(優良誤認)により、措置命令を行いました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191016_1.pdf

◆裁判情報◆

令和元年9月27日、最高裁が、詐欺の被害者が送付した荷物を依頼を受けて送付先のマンションに設置された宅配ボックスから取り出して受領するなどした者に詐欺罪の故意及び共謀があると判断しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=88933

令和元年10月17日、最高裁が、

① 市の経営する競艇事業の予算に違法な内容が含まれていた場合において、市長が市に対し当該予算を調製したことを理由として不法行為に基づく損害賠償責任を負うとはいえない

② 市の経営する競艇事業の管理者が違法な補助金の交付を決定した場合において、当該管理者を補助すべき立場にある職員が市に対し上記の決定に関与したことを理由として不法

行為に基づく損害賠償責任を負うとはいえない
と判示しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=88979

令和元年 9 月 18 日、知財高裁が、企画型住宅の設計、販売に係る販社である被控訴人らが、販社契約上の義務に違反して、控訴人の商品の展示場で勧誘した顧客に自らの商品である建物を販売するなどしたことに関し、賠償額の予定を定めた違約金規定の適用がないものについても、控訴人の財産的損害の発生を認めた上、民訴法 248 条に基づき相当な損害額として建物 1 棟につき 100 万円の損害を認定しました。

http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5246

◆企業情報◆

湘南ベルマーレの監督の言動に対する調査報告書が提出されました。
パワーハラスメントに該当する言動その他不適切な言動が多数存在したとの認定がなされています。

<https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2019/10/925ec93f2e7757434f6bc923dd9beb70.pdf>

消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社第三銀行との間で差止請求に関する協議が調い、「第三銀行カードローン規定」が改定され、期限前の全額返済義務条項が削除されました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms203_191023_02.pdf

消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社愛知銀行との間で差止請求に関する協議が調い、「カードローン規定」が改定され、期限前の全額返済義務条項が削除されました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms203_191023_01.pdf

消費者支援ネットワークいしかわと株式会社北陸銀行との間で差止請求に関する協議が調い、「カードローン NOW 契約書」の期限前の全額返済義務条項、「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」の期限の利益喪失条項が削除されました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms203_191016_01.pdf

(株)タカコ滋賀工場の JIS 認証が取消されました。
同社の品質管理体制が、鉦工業品及びその加工技術に係る JIS 規格への適合性の認証に関する省令に定める基準を満足しておらず、その内容が重大であると認められたようです。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191011007/20191011007.html>

◆官公庁等情報◆

「令和元年版 労働経済の分析」(労働経済白書)が公表されました。
人手不足下における「働き方」について、「働きやすさ」と「働きがい」の観点から分析が行われています。

「働きやすさ」の向上、「働きがい」を高めること、質の高い「休み方」について言及されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06963.html

「令和元年版 過労死等防止対策白書」が公表されました。

ポイントは次のとおりです。

- ① 長時間労働の実態があると指摘のある建設業、メディア業界に関する労災認定事案の分析など、企業における過労死等防止対策の推進に参考となる調査研究結果を報告。
- ② 長時間労働の削減やメンタルヘルス対策、国民に対する啓発、民間団体の活動に対する支援など、昨年度の取組を中心とした労働行政機関などの施策の取組状況について詳細に報告。
- ③ 企業や民間団体などにおけるメンタルヘルス対策や勤務間インターバル制度の導入をはじめとする過労死等防止対策のための取組事例をコラムとして多く紹介。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07039.html

中小企業庁が、下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組の浸透状況や事業者間の取引状況を把握するための調査結果を公表しました。

主な調査結果は以下のとおりです。

① 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題

「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題である「価格決定方法の適正化(一律〇%減の原価低減を要請される等)」や「支払条件の改善」について、受注側事業者では、「不合理な原価低減要請の改善」(11.3%)、「支払条件の改善」(5.8%)と、直近1年以内で改善が進みつつあることが確認された。

② 労務費等コストの価格への転嫁

受注側事業者では、直近1年以内のコスト変動分の価格転嫁について、「概ね」又は「一部」反映できたとの回答として、労務費 52.6%、原材料・仕入価格 61.9%、エネルギー価格 45.1%であった。

③ 人手不足

受発注事業者全体で、半数以上の事業者(54.1%)が「人手不足」と回答。人手不足の影響

については、5割超が「売上機会の逸失」(56.2%)、「残業時間の増大」(52.1%)と回答。

④ 時間外労働の上限規制

受発注事業者の約1割(9.2%)が「対応は困難」と回答。対応が困難な理由については、半数以上が「人手不足である上に採用も困難」(77.7%)と回答。

⑤ 働き方改革

発注側事業者の長時間労働是正などによる受注側事業者への影響の懸念について、「特に影響はない」が全体の53.9%を占めているものの、「急な対応の依頼が増加」(15.8%)、「短納期発注の増加」(13.1%)との回答も多い。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/191007Shitaukechousa.htm>

国土交通省が、鉄軌道の運転士に対する飲酒基準を改正しました。

改正の概要は、

① 事業者に対し、運転士への酒気帯びの確認について以下の事項等を規定

- ・ 仕業前後に酒気帯びの有無を確認
- ・ 酒気帯びの有無の確認はアルコール検知器(ストロー式、マウスピース式)の使用に加え、目視等により行う(仕業前の確認以降、事業者の管理の下にある場合は、仕業後のアルコール検知器を用いた検査を省略可)
- ・ 仕業前に酒気を帯びた状態が確認された場合には当該係員の乗務禁止
- ・ 次に掲げる事項の記録・保存

確認を行った者及び確認を受けた者の氏名、確認の日時・方法、酒気帯びの有無

② 運転士に対し、酒気を帯びた状態で列車等を操縦した場合の行政処分(運転免許の取消)適用上の目安を設定

- ・ 身体に血液0.2g/?以上又は呼気0.09mg/?以上のアルコール濃度を保有している場合
- ・ 上記にかかわらず、飲酒の影響により、反応速度の遅延など列車等の正常な操縦ができないおそれがある場合

http://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo01_hh_000157.html

◆法改正情報◆

会社法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。

会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講ずることを目的とした改正です。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00253.html

法制審議会民法（親子法制）部会において、懲戒権及び嫡出推定制度に関する規定等の見直しが検討されています。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900400.html>

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900405.html>

法制審議会民法・不動産登記法部会において、不動産登記制度、共有制度、財産管理制度の見直しについて議論されています。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900403.html>

【2】セミナー案内

① 宿泊業者が抱える三大トラブル対応セミナー

日時：11月28日 16:00～18:30

講師：弁護士 野崎隆史、弁護士・弁理士 拾井美香、弁護士 伊山正和

クレーム対応、債権回収、外国人雇用クレームといった宿泊業・ホテル業を取り巻く3つの大きな課題への対応策について、それぞれに精通した弁護士から傾向と対策をご紹介します。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-accommodation-business/>

② 事業承継・相続対策徹底攻略セミナー

日時：12月5日 14:30～17:00

講師：弁護士・弁理士 拾井美香、税理士 広瀬豊耀、アロマセラピスト 高木理々

「相続対策」「納税猶予」「認知症予防」という3つのテーマにつき、弁護士および税理士、アロマセラピストが健全な事業活動を推進するうえで重要な取り組みを解説させていただきます。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-souzoku/>

③ 2020年4月施行パワハラ防止法 ～パワハラ防止法施行に伴う具体的対応策と人財定着のポイント～

日時：1月23日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

2020年4月施行予定に備え、法改正に備える対応策を解説させていただきます。

中小企業においても対策が待たなしの状況となりますので、この機会に是非ご対応ください。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-power-harassment/>

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】 ニュースレター案内

News Letter vol.6 を発行しました。

- ・ 5年前の残業代の請求を受ける時代の到来（前半）
 - ・ 管理費等の滞納者に対する弁護士費用の請求
 - ・ 宇奈月温泉事件
 - ・ 2020年 労働問題セミナー・企業法務セミナー 開催スケジュール
- 添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2019年11月号、いかがでしたでしょうか？

11月20日に開催したセミナー「重要判例研究2019」（講師：弁護士 野崎隆史）も多くの方々にお越しいただき、誠にありがとうございました。

- ・ 固定残業代に関する裁判例
- ・ 配置転換に関する裁判例
- ・ 同一労働同一賃金に関する裁判例
- ・ パワハラ及び安全配慮義務違反に関する裁判例

をご紹介させていただきました

固定残業代で固定できるのはリスクだけという言葉があります。

固定残業代の導入にあたってはその前にぜひ私達にご相談ください。

さて、F-1は2020年に向かって希望しか見えませんね！

メキシコ GP で口が災いして (?) ポールポジションを失ったマックス・フェルスタッペンですが、ブラジル GP では見事なポール・トゥ・ウィンを飾りました。

ルイス・ハミルトンを直線で何度もオーバーテイクしたスリリングなレース展開。

ホンダ PU の躍動が光りました。

それに何と言っても嬉しいのがピエール・ガスリーの準優勝！

悔しいシーズンが報われて本当に良かったです。歓喜の雄叫びが最高でしたね。

置かれた場所で咲く。今を精一杯生きる。(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>